

平成 3 0 年 8 月 2 3 日

平成 3 0 年 第 2 回
組合議会（定例会）会議録

南河内環境事業組合議会

平成30年8月23日（木）南河内環境事業組合議会第2回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	田	中	祐	二	君	
2	番	議	員	駄	場	中	大	介	君
3	番	議	員	三	島	克	則	君	
4	番	議	員	峯		満	寿	人	君
5	番	議	員	浦	尾	雅	文	君	
6	番	議	員	須	田		旭	君	
7	番	議	員	上	谷	元	忠	君	
8	番	議	員	辰	巳	真	司	君	
9	番	議	員	山	本	剛	史	君	
10	番	議	員	岡	田	英	樹	君	
11	番	議	員	南	齋	哲	平	君	
12	番	議	員	奥	田	良	久	君	
13	番	議	員	田	中	慶	一	君	
14	番	議	員	山	形	研	介	君	

説明のための出席者は、次のとおりである。

管	理	者	富	田	林	市	長	多	田	利	喜	君						
副	管	理	者	河	内	長	野	市	長	島	田	智	明	君				
副	管	理	者	大	阪	狭	山	市	長	古	川	照	人	君				
副	管	理	者	河	南	町	長	武	田	勝	玄	君						
副	管	理	者	太	子	町	長	浅	野	克	己	君						
副	管	理	者	千	早	赤	阪	村	長	松	本	昌	親	君				
副	管	理	者	副	市	長	富	田	林	市	副	市	長	谷	口	勝	彦	君
監	査	委	員							奥	田	隆	一	君				

事務局	局長	浅川 浩 君
事務局	理事	石橋 成 元 君
	(会計管理者)	
事務局	次長兼第1清掃工場長	山本 典 生 君
事務局	次 長	松本 隆 君
事務局	第2清掃工場長	鈴木 秀 臣 君
事務局	資源再生センター所長	道 簾 幸 司 君
事務局	総務企画課長	西 尾 順 治 君
書記	総務企画課主幹	辻 彰 君

議事日程は、次のとおりである。

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報 告 第1号	副管理者の異動について
日程第4	報 告 第2号	組合議会議員の異動について
日程第5	選 挙 第1号	組合議会議長の選挙について
(追加日程)	許 可 第1号	組合議会副議長の辞職許可について
(追加日程)	選 挙 第2号	組合議会副議長の選挙について
日程第6	承 認 第6号	職員の退職手当に関する条例の一部 を改正する条例の制定についての専 決処分につき承認を求めることにつ いて
日程第7	議 案 第2号	平成30年度南河内環境事業組合一 般会計補正予算(第1号)
日程第8	監査報告 第2号	例月出納検査の結果報告について (平成29年度1月・2月・3月・ 4月・5月分) (平成30年度4月・5月・6月分)

- | | | |
|-------|-----------|-------------------------------|
| 日程第9 | 認 定 第1号 | 平成29年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について |
| 日程第10 | 同 意 案 第1号 | 南河内環境事業組合監査委員の選任について |
| 日程第11 | 同 意 案 第2号 | 南河内環境事業組合公平委員会委員の選任について |

(開会 午後 2 時 4 5 分)

副議長 (上谷元忠君)

本日は、定例会を招集されましたところ、議員の皆様方には御多用のところ、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の議事進行ですが、ただいま議長が不在でございますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定に基づき、私、副議長の上谷が議長の職務を行います。議長が決まるまでの間、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 30 年第 2 回南河内環境事業組合議会定例会を開会いたします。

それではまず、議事に入ります前に管理者より御挨拶をいただきます。

多田管理者。

管理者 (多田利喜君)

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成 30 年第 2 回南河内環境事業組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本組合のごみ処理・し尿処理におきましては施設の稼働以来、構成団体及び関係者の皆様と連携・協力を図りながら、施設の安全かつ効率的な運営と事業の円滑の推進に取り組んでまいりました。今後におきましても周辺環境に配慮し、安全・安心を第一に施設の適正管理につとめて参る所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、今議会に御提案をさせていただきます案件でございますが、組合副管理者及び組合議会議員の異動報告がそれぞれ 1 件、条例改正の承認が 1 件、補正予算が 1 件、監査報告が 1 件、決算の認定が 1 件、監査委員及び

公平委員会委員の選任がそれぞれ 1 件の以上 8 件でございます。

各案件につきましては、後ほど提案説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長（上谷元忠君）

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名についてありますが、本件は会議規則第 8 1 条の規定により、議長において指名いたします。6 番議席の須田旭議員、8 番議席の辰巳真司議員の両議員をお願いいたします。

続きまして、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日とすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 3、報告第 1 号、副管理者の異動についてを議題といたします。

報告を求めます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

ただいま上程されました報告第 1 号、副管理者の異動につきまして、内容の御説明を申し上げます。

本組合の副管理者であります河南町長の任期満了に伴う選挙の結果、武田勝玄氏が本年 4 月 1 日付で町長に引き続き就任されましたので、組合規約第 10 条第 3 項に基づき同日付で組合副管理者にも就任されたものでございま

す。

御住所並びに生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

武田副管理者におかれましては、引き続き御活躍をお願い申し上げ、ここに異動のありましたことを御報告申し上げます。

副議長（上谷元忠君）

ただいまの副管理者の異動につきましては、組合規約第10条第3項の規定によるものでございます。

次に日程第4、報告第2号、組合議会議員の異動についてを議題といたします。

報告を求めます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

ただいま上程されました報告第2号、組合議会議員の異動につきまして、内容の御説明を申し上げます。

まず、富田林市選出議員の異動でございます。本年5月15日の市議会臨時会におきまして、補欠選挙にて西川宏郎議員、草尾勝司議員にかわりまして、南齋哲平議員、奥田良久議員が選出をされております。

また、河内長野市選出議員の異動でございますが、本年4月28日の任期満了に伴う選挙が行われ、5月17日の市議会臨時会におきまして、新たに駄場中大介議員、三島克則議員、峯満寿人議員、浦尾雅文議員が選出をされております。

それぞれの御住所並びに生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

旧議員には、これまでの御労苦に深謝いたしますとともに、新議員におかれましては、今後の御活躍をお願いを申し上げまして、ここに異動のありましたことを御報告申し上げます。

副議長（上谷元忠君）

ただいまの組合議会議員の異動につきましては、組合同約第6条の第3項の規定によるものでございます。

なお新議員の議席は、会議規則第4条の規定に基づき、私のほうで決めさせていただきます。2番議席に駄場中大介議員、3番議席に三島克則議員、4番議席に峯満寿人議員、5番議席に浦尾雅文議員、11番議席に南齋哲平議員、12番議席に奥田良久議員、以上のおりとしいたします。

次に日程第5、選挙第1号、組合議会議長の選挙についてを議題といたします。その選出方法として、いかが取り計らいましょうか。

奥田議員。

12番議員（奥田良久君）

これまでどおり議会の申し合わせによる指名推薦の選出をお願いします。

副議長（上谷元忠君）

お諮りいたします。

ただいま奥田議員より発言がございましたように、議会申し合わせに基づき、指名推薦で議長を選出することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

議会申し合わせによりますと、議長につきましては河内長野市から選出となりますので、河内長野市の選出議員で御協議いただくため、この場で暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時56分）

（再開 午後2時57分）

副議長（上谷元忠君）

休憩前に返り、会議を再開いたします。

ただいま、河内長野市の選出議員から推薦を受けました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御異議なしと認めます。

よって、議長によって指名することに決しました。

それでは、組合議会議長に三島克則議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました三島克則議員を組合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました三島克則議員が組合議会議長に当選されました。

ただいま当選されました三島克則議員が議場におられますので、組合議会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、当選されました三島克則議長より議長就任の御挨拶を承ります。

三島議長。

議長（三島克則君）

河内長野市会議員の三島克則でございます。

ただいま議員の皆様のお推挙によりまして、当南河内環境事業組合議会の議長として重責を担うことになりました。

もとより若輩者ではございますが、一生懸命努力し、議会運営に努めてまいりますので、どうか皆様のお理解と御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

した。

副議長（上谷元忠君）

ありがとうございました。

次の議事に入ります前に、議長を交代させていただきます。

不慣れな議事運営にもかかわらず、皆様方の御協力を賜りまして、本当にありがとうございました。

（上谷元忠議員 退場）

議長（三島克則君）

それでは、早速ですが議事を進めます。

改めまして、皆様方の御協力をお願いいたします。

ただいま上谷元忠副議長より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、組合議会副議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、組合議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、許可第1号、組合議会副議長の辞職許可についてを議題といたします。なお、地方自治法第117条の規定により、上谷副議長が退席をされておりますので、御了承願います。

お諮りします。

上谷元忠副議長の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、上谷元忠副議長の副議長辞職を許可することに決しました。

上谷元忠議員の入場を求めます。

(上谷元忠議員 入場)

この際、上谷元忠議員より退任の御挨拶を承ります。

上谷議員。

7 番議員 (上谷元忠君)

副議長を退任するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年 11 月、副議長に推挙いただきまして、これまで職責を担ってまいりました。ひとえに皆様方、それから、理事者の皆様の御支援・御協力によるものと心より厚く感謝申し上げます。

今後は一議員として本組合の発展のため尽力してまいる所存でございますので、これまでと変わらぬ御指導・御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、退任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 (三島克則君)

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、組合議会副議長の選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに副議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、組合議会副議長の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、組合議会副議長選挙を行います。その選出方法について、いかが取り計らいましょうか。

奥田議員。

1 2 番議員（奥田良久君）

先ほどの議長選と同様に、議会の申し合わせによる指名推選の選出をお願いします。

議長（三島克則君）

お諮りいたします。

ただいま奥田議員より発言がございましたように、議会申し合わせに基づき、指名推選で副議長を選出することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

議会申し合わせによりますと、副議長は大阪狭山市から選出となりますので、大阪狭山市選出議員で御協議いただくため、この場で暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3 時 0 3 分）

（再開 午後 3 時 0 4 分）

議長（三島克則君）

休憩前に返り、会議を再開いたします。

ただいま大阪狭山市の選出議員から推薦を受けました。

お諮りいたします。

議長において、指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、組合議会副議長に須田旭議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました須田旭議員を組合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました須田旭議員が組合議会副議長に当選されました。ただいま当選されました須田旭議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、当選されました須田旭副議長より副議長就任の御挨拶を承ります。

須田副議長。

副議長（須田 旭君）

皆様、こんにちは。大阪狭山市議会の須田旭と申します。

皆様方の御同意を賜りまして、南河内環境事業組合副議長に就任させていただきまして、心から感謝申し上げます。微力ではございますが、しっかりと議長を御支えいたしまして議会の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。議員の皆様方、理事者の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。楚辞ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（三島克則君）

ありがとうございました。

それでは、次の日程第6、承認第6号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ただいま上程されました承認第6号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

議案書5頁をお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、地方独立行政法人法の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、富田林市におかれましては本年3月市議会におきまして関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様の取り扱いをいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月27日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき御報告を申し上げ、御承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書6頁をお願いいたします。

職員の退職手当に関する条例第7条第5項第2号中、他の地方公共団体等の職員となった場合の勤続期間の計算において引用しております地方独立行政法人法の規定条項が「第8条第3項」から「第8条第1項第5号」に変更されたため、これに応じて本条例の条項を改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、承認第6号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議のうえ、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（三島克則君）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

それでは、承認第6号について討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は原案どおり承認することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第6号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第7、議案第2号、平成30年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長(浅川 浩君)

ただいま上程されました議案第2号、平成30年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本年4月1日付人事異動等に伴います人件費の補正をお願いするものでございます。

議案書7頁をお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,195万6,000円とさせていただくものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の14頁、15頁をお願いいたします。

事項別明細書の3.歳出から御説明させていただきます。

まず、上の表、款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、これは事務局、総務企画課職員の人件費で、2,536万7,000円を増額し、補正後の額9,997万6,000円としております。補正の内訳は右

頁、給料、職員手当等、共済費でそれぞれごらんの金額でございます。

下の表でございますが、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費、目 1. 第 1 清掃工場業務管理費、これは第 1 清掃工場の職員人件費で、629万6,000円を増額し、補正後の額 7億6,412万9,000円としております。補正額の内訳は右頁、給料、職員手当等、共済費それぞれごらんの金額でございます。

次に、16頁、17頁をお願いいたします。

上の表、目 2. 第 2 清掃工場業務管理費、これは第 2 清掃工場の職員人件費ですが、575万2,000円を減額し、補正後の額 6億1,409万円としております。補正額の内訳は右頁、ごらんのとおりでございます。

下の表でございますが、款 3. 衛生費、項 2. し尿処理費、目 1. 資源再生センター業務管理費、これは資源再生センターの職員人件費ですが、2,346万2,000円を減額し、補正後の額 1億6,472万5,000円としております。補正額の内訳は、右頁のごらんのとおりでございます。

続きまして、議案書戻っていただきまして、12頁、13頁をお願いいたします。

事項別明細書の 2 の歳入を御説明申し上げます。

まず、今回の補正に要します財源といたしまして、退職手当に係る財源は上の表でございますが、款 4. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 2. 退職手当積立基金繰入金におきまして、99万円を増額し、補正後の額 4,707万4,000円とするものでございます。基金繰入金におけます、ごみ、し尿の取り崩し金に変更が生じたので、節区分の補正内訳となっております。

次に、退職手当以外の補正の財源につきましては、下の表でございますが、款 5. 項 1. 目 1. 繰越金において 145万9,000円を増額し、補正後の額 1億1,145万9,000円とさせていただくものでございます。

事項別明細書での説明は以上で、18頁から 27頁は給与費明細書でございます。恐れ入りますが、ごらんをいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきまして、原案どおり御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（三島克則君）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

それでは議案第2号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号、平成30年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

次に、日程第8、監査報告第2号、例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

奥田監査委員。

監査委員（奥田隆一君）

ただいま上程されました監査報告第2号、例月出納検査の結果報告について、私から御報告申し上げます。

平成29年度1月分から5月分、平成30年度4月分から6月分の出納状況につきまして、各月分ごとにそれぞれ出納検査を実施いたしましたところ、出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありま

したので、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（三島克則君）

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますので、本件については終結いたします。

次に、日程第9、認定第1号、平成29年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石橋会計管理者。

会計管理者（石橋成元君）

ただいま上程されました認定第1号平成29年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について、その内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、49頁以降でございますが、その内容の説明に入ります前に、資料はございませんが、決算の特徴を簡単に御説明させていただきます。

まず、ごみの搬入量につきましては、ここ数年、微減もしくは横ばい傾向でございますが、平成29年度は減少率が約0.7%と、微減傾向になっております。

し尿については、直近5年間で平均4.3%の減となっており、平成29年度は減少率が2.6%と、率は低くなっております。

次に、処理経費でございますが、ごみ処理については、対象人口31万2,118人で、処理経費は17億7,622万3,000円で、人口1人当たり5,691円、対前年度では26円の減となっております。

し尿処理につきましては、対象人口2万7,373人で、処理経費が3億

2, 734万6, 000円で、人口1人当たり1万1, 959円、対前年度比では1, 020円の減となっております。

次に、公債費については、施設建設事業債が平成28年度で完済したものがあつたことにより、2, 798万5, 000円となり、対前年度比では1億2, 514万5, 000円の大幅な減となっております。

次に、基金につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

以上が、平成29年度の決算における特徴でございます。

それでは恐れ入りますが、議案書のほうお願いしたいと思います。

議案書の52、53頁をお願いいたします。

この頁は歳入でございますが、款1. 分担金から款6. 諸収入までの歳入科目となっており、それぞれ金額はごらんのとおりでございます。

一番下の歳入合計の欄でございますが、予算現額21億8, 506万1, 000円に対しまして、調定額、収入済額とも22億5, 763万4, 464円で、不納欠損額及び収入未済額はございませんので、予算現額と収入済額との比較は、7, 257万3, 464円となっております。

次に、54、55頁をお願いいたします。

この頁は歳出でございますが、款1. 議会費から款5. 予備費までの歳出科目となっており、金額はごらんのとおりでございます。

一番下の歳出合計の欄でございますが、予算現額21億8, 506万1, 000円に対しまして、支出済額は21億356万9, 331円で、翌年度に繰り越すべき財源はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、8, 149万1, 669円となっております。

なお、54頁の欄外の下でございますが、歳入歳出差引額は1億5, 406万5, 133円となっております。

恐れ入りますが、56、57頁をお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書でございますが、ここでは決算の内容をもう少し詳しく御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、款1. 分担金及び負担金、項1. 分担金につ

きましては、予算額どおりの各市町村からの収入となっております。

次に、項 2. 負担金、目 1. シール印刷等業務負担金につきましては、57 頁の左から 2 列目、3 列目でございますが、調定額、収入済額とも 1, 076 万 8, 725 円であります。

次に、款 2. 使用料及び手数料の項 1. 使用料、目 1. 使用料でございますが、これは行政財産使用料でございますして、予算現額 395 万 3, 000 円に対しまして、調定額及び収入済額とも 349 万 5, 684 円で、主に駐車場の施設使用料でございます。

次の頁をお願いいたします。

項 2. 手数料、目 1. 手数料でございますが、これはごみ処理手数料でございますして、一般持ち込みごみの処理手数料としまして、予算現額 7, 461 万 4, 000 円に対しまして、調定額、収入済額とも 7, 056 万 880 円となっております。

次に、款 3. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 1. 利子及び配当金につきましては、予算現額 396 万 4, 000 円に対しまして、調定額及び収入済額とも 269 万 6, 149 円でございます。

次に、項 2、目 1. 財産売払収入につきましては、予算現額 177 万 8, 000 円に対しまして、調定額及び収入済額は、ごみ・し尿合わせまして 252 万 7, 543 円となっております。

これは備考欄に記載しております副産塩売払代金などの収入でございます。

次に、款 4. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 施設整備積立基金繰入金は、予算現額 276 万 2, 000 円に対しまして、調定額・収入済額は、269 万 7, 000 円で、大阪湾フェニックスの負担金として必要財源を繰り入れしております。

次に、款 5、項 1、目 1. 繰越金は、予算現額 9, 339 万 9, 000 円に対しまして、調定額及び収入済額は 1 億 7, 190 万 513 円で、前年度余剰金でございます。

次に、款 6. 諸収入でございますが、項 1、目 1. 雑入では、当初予算 2

4万7,000円に対しまして、調定額及び収入済額は46万6,170円で、内訳といたしまして、主なものは備考欄に記載しておりますが、各種事務取扱手数料及びごみ処理券配布用の封筒広告掲載料でございます。

次の頁をお願いいたします。

以上によりまして、一番下の欄でございますが、歳入合計は補正を含めた予算現額21億8,506万1,000円に対しまして、調定額及び収入済額とも22億5,763万4,464円となっております。

次に、歳出の御説明を申し上げますので、62、63頁をお願いいたします。

まず、款1、項1、目1．議会費でございますが、予算現額410万7,000円に対しまして、支出済額は307万9,411円で、不用額は102万7,589円でございます。

不用の主なものは、節9．旅費で、議員研修の欠席4名によるものでございます。

次に、款2．総務費、項1．総務管理費、目1．一般管理費につきましては、補正額を含めた予算現額が7,555万6,000円に対しまして、支出済額7,424万7,876円で、不用額は130万8,124円でございます。

不用の主なものは、節9．旅費で、理事者研修の欠席によるものと、節11．需用費では消耗品としてのコピー機の印刷数量の節減などがございます。

その他につきましては、ごらんのとおりの金額となっております。

64、65頁をお願いいたします。

次に、目2．財産管理費は、予算現額15万2,000円に対しまして、支出済額15万409円で、建物総合損害保険料等の支出でございます。

目3．公平委員会費、目4．監査委員費は、委員の報酬でございます。

次に、目5．環境啓発費でございますが、予算現額134万4,000円に対しまして、支出済額が91万6,990円で、不用額42万7,010円でございます。

不用の主なものは、節 1 1 . 需用費で、見学者用粗品数量の見直しによる削減でございます。

節 1 3 . 委託料では、ホームページメンテナンスの業務委託料の落札減などでございます。

節 1 4 . 使用料及び賃借料では、環境ふれあい見学会に伴う見学者用のバス借り上げ料でございます。

次に、款 3 . 衛生費、項 1 . ごみ処理費、目 1 . 第 1 清掃工場業務管理費は、補正を含めた予算現額が 7 億 7 , 5 9 1 万 5 , 0 0 0 円に対しまして、支出済額 7 億 4 , 1 2 0 万 4 , 5 0 7 円、不用額は 3 , 4 7 1 万 4 9 3 円となっております。

この不用の主なものは、次の 6 6 、 6 7 頁でございますが、節 1 1 . 需用費では光熱水費の工場電気代において電力調達の入札による落札減と、電力単価が下がったことにより 1 , 2 4 6 万 7 , 0 0 0 円の減と、燃料費の灯油単価が下がったことにより 9 1 万円の減となっております。

また、節 1 3 . 委託料では、測定業務と精密機能検査業務の落札減、及び残滓処理委託料が減額になったことが主な要因でございます。

次に、目 2 . 第 2 清掃工場業務管理費では、補正を含めまして、予算現額 5 億 9 , 8 1 2 万 9 , 0 0 0 円に対しまして、支出済額が 5 億 8 , 3 1 7 万 8 , 8 0 9 円、不用額は 1 , 4 9 5 万 1 9 1 円でございます。

この不用の主なものは、6 8 、 6 9 頁をお願いいたします。

節 1 1 . 需用費では、工業薬品の落札減及び節約によるものと、第 1 清掃工場と同様に光熱水費の減によるものでございます。

節 1 3 . 委託料では、第 1 清掃工場と同様に測定業務等の落札減によるものでございます。

次に、目 3 . 財産管理費は、予算現額 3 億 6 , 3 8 7 万 8 , 0 0 0 円に対しまして、支出済額 3 億 6 , 1 7 4 万 8 , 7 9 1 円で、不用額は 2 1 2 万 9 , 2 0 9 円でございます。

不用の主なものは、節 1 3 . 委託料で、防災設備保守点検業務の落札減と、

エレベーター保守点検業務の保守点検内容の精査による減額などがございます。

次の頁をお願いいたします。

節 25. 積立金では、今後の施設整備に備え、施設整備基金積立金として 3 億円を、また、退職手当基金積立金として 3,000 万円を積み立てしております。

目 4. 残滓処理事業費は、大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆるフェニックスの整備事業負担金でございますが、予算現額が 276 万 2,000 円に対しまして、支出済額は 269 万 7,000 円でございます。

目 5. シール印刷等業務管理費では、予算現額 1,211 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 1,094 万 8,725 円で、シール印刷、製作等の落札減等により 116 万 9,275 円の不用となっております。

次の項 2. し尿処理費の目 1. 資源再生センター業務管理費では、補正を含めた予算現額が 1 億 6,815 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 1 億 5,817 万 7,106 円、不用額は 997 万 6,894 円でございます。

この不用の主なものは、71 頁の節 11. 需用費では、消耗品費の工業薬品単価の落札減及び節減や第 2 清掃工場と同様に工場の電気代の減によるものでございます。

次に、72、73 頁をお願いいたします。

目 2. 財産管理費では、予算現額 1 億 3,927 万 1,000 円に対しまして、支出済額が 1 億 3,900 万 4,429 円で、不用額は 26 万 6,571 円でございます。

不用の主なものは、節 13. 委託料で、防災設備保守点検業務の落札減等でございます。

また、節 25. 積立金で、備考欄に記載させていただいております施設整備基金元金 1 億 3,000 万円、退職手当基金元金 400 万円、それぞれ積み立てさせていただいたものでございます。

次に、款４、項１．公債費の目１．元金、目２．利子は、起債の償還金で
ございます。

次の款５．予備費の支出はございませんので、予算現額がそのまま不用額
となりました。

以上によりまして、一番下の欄でございますが、歳出合計は、補正を含め
た予算現額が２億１億８、５０６万１、０００円に対しまして、支出済額が
２億１億３５６万９、３３１円となり、不用額は８、１４９万１、６６９円とな
っております。

次に、７５頁をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額２億２億５、７６３万４、
０００円、歳出総額２億１億３５６万９、０００円、歳入歳出差引額は１億５、
４０６万５、０００円、このうち翌年度へ繰り越すべき財源はございません
ので、実質収支額は歳入歳出額と同額となっております。

また、次の実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基
金繰入額は該当ございません。

なお、実質収支額の１億５、４０６万５、０００円でございますが、平成
３０年度当初予算で前年度繰越金１億１、０００万円を計上しておりますこ
とから、実施の翌年度の留保財源は１億１、０００万円を差し引いた４、４
０６万５、０００円となっております。

次に、７６、７７頁の財産に関する調書でございますが、１．公有財産の
土地及び建物の決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現
在高につきましては、ごらんとおりでございます。

次に、７８、７９頁は、取得額または評価額がおおむね１０万円以上の物
品について記載しております。決算年度中の増減といたしましては、７９頁
の中段の、空気呼吸器でございますが、これは第１清掃工場で使用するもの
で、酸素欠乏、有害ガスなどを吸入する恐れのあるときに使用する保護具で
ございまして、１組購入しており、２組となっております。

また、空気呼吸器より６段下の器具乾燥器は、資源再生センターの水質を

測定する器具類の乾燥に使用していたものでございますが、老朽化により廃棄したものでございます。

それ以外の増減はございませんでした。

次に、80頁の基金の状況でございますが、施設整備積立基金のごみ処理では、決算年度中の増減といたしましては、一般会計から積立金元金、利子合わせまして、3億179万6千円を積み立て、一方、残滓処理事業費充当財源といたしまして、269万7千円を取り崩ししました結果、決算年度末現在高は8億6,990万4千円となっております。

また、施設整備積立基金のし尿処理でございますが、決算年度中の増減としまして、一般会計から積立金元金、利子合わせまして、1億3,060万6千円を積み立ていたしましたので、決算年度末現在高は、3億1,075万7千円となっております。

また、退職手当積立基金でございますが、決算年度中の増減としましては、一般会計から元金、利子合わせまして、3,429万4千円を積み立ていたしましたので、決算年度末現在高は、1億3,573万8千円となっております。

基金の合計金額はごらんとおりでございます。

次に、81頁をお願いいたします。

主要な施策の成果を記載しております。ごみ、し尿の処理状況などがございます。

次の頁、82、83頁には、第1表、平成29年度の決算状況とその下には第2表、人口1人当たりの性質別歳出負担額等を、次の頁でございますが、事業の概要をそれぞれ記載させていただいておりますので、ごらんいただきまして、勝手ながら説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度の南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算、実質収支及び財産等につきましての御説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議のうえ、原案のとおり御認定賜りますよう、よろし

くお願いを申し上げます。

議長（三島克則君）

続きまして、監査委員の意見を求めます。

奥田監査委員。

監査委員（奥田隆一君）

それでは、平成29年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算審査の意見を申し上げます。

本年6月11日から20日にかけて決算審査を実施いたしましたところ、審査に付された平成29年度の一般会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況を示す書類等は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して作成されており、決算の計数も関係諸帳簿、証拠書類と符合しており、的確に処理され、事務的取り扱いについても正確であり、証拠書類等も整備され、本年度の決算を適正に表示していると認めましたことをここに御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（三島克則君）

説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

それでは、認定第1号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これにより認定第1号を採決いたします。

認定第1号については認定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって認定第1号、平成29年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については認定することに決しました。

次に日程第10、同意案第1号南河内環境事業組合監査委員の選任についてを議題といたします。

つきましては、地方自治法第117条の規定によりまして、峯満寿人議員の退出を求めます。

(峯満寿人議員 退場)

提案理由の説明を求めます。

多田管理者。

管理者(多田利喜君)

ただいま上程されました同意案第1号、南河内環境事業組合監査委員の選任につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本組合の議会選出監査委員の任期満了に伴い、後任といたしまして峯満寿人議員が行政の各分野にわたり豊かな見識を持たれており、適任でありますので議会選出の監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

御住所並びに生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(三島克則君)

説明が終わりましたので、お諮りいたします。

同意案第1号、南河内環境事業組合監査委員の選任については、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案については同意されました。

峯議員の入場を求めます。

(峯満寿人議員 入場)

それでは、新監査委員より御挨拶を承ります。

峯監査委員。

監査委員（峯 満寿人君）

ただいま皆様方の御同意を賜りまして監査委員に就任させていただきますことになりました、河内長野市選出、峯満寿人でございます。

奥田監査委員とともに、この職責全うさせていただきたく思っておりますので、どうか皆様方の御指導・御鞭撻賜りますようどうぞよろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（三島克則君）

次に、日程第11、同意案第2号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

ただいま上程されました同意案第2号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本組合公平委員会の委員につきましては、6市町村により共同設置されました南河内広域公平委員会の委員3人を同じく選任いたしておりますが、そのうち岩城本臣委員におかれましては、本年3月31日をもちまして任期満了となり、同日付をもちまして組合公平委員を退任されておられます。つきましては、後任といたしまして南河内広域公平委員に就任されました瀬木千佳氏を組合公平委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

御住所並びに生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

瀬木氏は弁護士として数多くの事案を取り扱われるなど、豊富な経験と高い識見は本組合公平委員会の委員として適任と認めるところでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。御同意賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（三島克則君）

提案理由の説明が終わりました。本案についての御質問・御意見あわせて承ります。

（「なし」の声あり）

ないようでございます。

これにより、同意案第2号を採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、同意案第2号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

それでは、閉会を前に管理者より御挨拶をいただきます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

それでは閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成29年度決算をはじめ、提案をさせていただきました各案件につきまして、それぞれ慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおり御賛同を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本組合の事業でありますごみ処理・し尿処理は、住民の方々の生活にとって必要不可欠なものであり、組合の担う責任は非常に重いものがござ

います。このことを念頭におきまして、引き続き安心・安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様方には、今後とも御理解・御協力のほど、よろしくお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（三島克則君）

ありがとうございました。

閉会にあたり、私からも一言御挨拶申し上げます。

本定例会の途中、エリアメールなどのアクシデントが少しありましたが、本日は皆様方の御協力をもちまして、無事定例会を終えることができましたことに感謝申し上げます。

今後も円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、平成30年第2回南河内環境事業組合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（閉会 午後3時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 三島 克則

前副議長 上谷 元忠

議 員 須田 旭

議 員 辰巳 真司